

# 「所得税顧問」平成15年度法改正対応版 概要(Ver.H15.1)

「所得税顧問 Ver.H15.1」での対応内容をご案内します。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H14.1\*以降  
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

## 2. 法改正とシステムの変更内容

システムに係る改正の内容と対応内容は次のとおりです。

### 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設

所得税法の改正に伴い、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度」が設けられました。この特例制度は、中小企業者に該当する個人で青色申告決算書を提出する方が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等し、かつ、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満である少額減価償却資産については、その取得価額に相当する金額を、その方が業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるというものです。

(1)適用が受けられる人

この制度の適用が受けられる方は、青色申告決算書を提出する中小企業者の方です。

(2)適用対象となる資産

この特例制度の適用対象となる少額減価償却資産とは、取得価額が30万円未満の減価償却資産です。

(3)適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付することが必要とされています。ただし、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄にこの制度を適用していることなど一定の事項を記載して確定申告書に添付して提出し、当該少額減価償却資産の取得価額の明細を別途保管することにより、適用を受けることができます。

システムでは、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄に、少額減価償却資産行の入力及び印刷ができる機能を追加しました。

### 確定申告を要しない配当所得の改正

少額配当の申告不要の特例の対象となる配当等のうち平成15年4月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等については、1回に支払を受ける配当等の金額の適用上限額（これまでは1回に支払を受ける配当等の金額が5万円（配当等の計算期間が1年以上のものは、10万円））が廃止されました。

システムでは、配当に関する住民税の特例の計算について、手引きどおり計算できるように対応しました。

### 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例

商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、次の措置が講じられるとともに、その適用期限を撤廃したうえ、先物取引に係る雑所得等の課税の特例に改組されました。

(1)適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に証券取法に規定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）をし、かつ、当該有価証券先物取引等の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該有価証券先物取引等による事業所得及び雑所得が加えられました。

(2)平成15年1月1日以後の先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する所得税の税率が15%（これまでは20%）に引き下げられました。ただし、有価証券先物取引等については、平成16年1月1日以後に行う有価証券先物取引等に係る差金等決済について適用されます。

システムでは、先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する所得税の税率を15%に変更し、上記改正にともなう各確定申告書(第三表、第四表)の様式変更に対応しました。

なお、「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」には対応致しません。

### 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の創設

平成15年1月1日以後に先物取引に係る差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の先物取引に係る雑所得等の金額からの繰越控除を認めることができることとされました。

ただし、有価証券先物取引等については、平成16年1月1日以後に行う有価証券先物取引等に係る差金等決済について適用されます。

システムでは、上記改正にともなう各確定申告書(第三表、第四表)の様式変更に対応しました。なお、この改正は、平成15年度に生じた損失から適用されるため、平成16年以降の損失繰越控除となります。このため、基本情報の繰越損失欄の対応や損失繰越控除の計算は、16年度版での対応を予定しています。

今年度追加された「確定(損失)申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」には対応いたしません。

### 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の創設

その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式に係る譲渡損失の金額を有する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は生じなかったものとみなす。」という株式等譲渡益課税の原則にかかわらず、その上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その年分のその株式等に係る譲渡所得等の計算上控除できるとされました。

システムでは、上記改正にともなう各確定申告書(第三表、第四表)、および「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の様式変更に対応しました。なお、この改正は、平成15年度に生じた損失から適用されるため、平成16年以降の損失繰越控除となります。このため、基本情報の繰越損失欄の対応や損失繰越控除の計算は、16年度版での対応を予定しています。

今年度追加された「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」には対応いたしません。

### 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例

上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(措法37の11)について、次の措置が講じられました。

(1)平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に上場株式等を譲渡したときは、その譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する所得税の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の7%に相当する金額とすることとされました。

(2)上記(1)の特例の創設に伴い、次の特例が廃止されました。

イ長期所有上場特定株式等の100万円特別控除の特例(旧措法37の10)

ロ長期所有上場株式等に係る暫定税率の特例(旧措法37の11)

システムでは、上記改正にともなう各確定申告書(第三表、第四表)、および「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の様式変更に対応しました。

今年度追加された「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」には対応いたしません。

### 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例

特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、次の措置が講じられました。

(1)中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得した年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額(その株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とします)を控除する特例が創設されました。

(2)特定中小会社の特定株式をその特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間が、その上場等の日以後3年以内(これまでは1年以内)に延長されました。

システムでは、上記改正にともなう「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の様式変更に対応しました。

### 確定申告書の様式変更

平成15年申告分(平成16年3月)より使用する次の確定申告書のレイアウト等の変更に対応します。

- ・確定申告書A様式第一表、第二表
- ・確定申告書B様式第一表、第二表
- ・第三表(分離課税用)
- ・第四表(損失申告用)(一)(二)

### 青色申告決算書・収支内訳書の様式変更

平成15年申告分より使用する、青色決算書、収支内訳書の次の様式変更に対応しました。

- ・青色申告決算書(一般用)(不動産用)(農業用)
  - 一般用/不動産用/農業用ともに、1ページ 依頼税理士等欄の「氏名」欄が「氏名(名称)」欄に変更
  - 農業用は、3ページ 地代・賃貸料の内訳欄 面積数量の「a・kg」の印字位置が変更
- ・収支内訳書(一般用)(不動産用)(農業用)
  - 一般用/不動産用/農業用ともに、1ページ 依頼税理士等欄の「氏名」欄が「氏名(名称)」欄に変更
  - 一般用/不動産用/農業用ともに、1ページの提出年月日「平成 年 月 日提出」の「提出」が削除

### 計算書・明細書の様式変更

平成15年申告分より使用する帳票の様式が変更されました。

システムでは、次の帳票の様式変更に対応しました。

- ・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
  - 従来の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」が次のとおり2つに分割されました。
    - ・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
    - ・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
  - これにともない、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(付表)」がなくなりました。
    - 当システムでは対応いたしません。
- ・住宅借入金等特別控除額の計算書：一面、および三面の帳票内の表現や改行位置の変更
- ・変動所得・臨時所得の平均課税の計算書：文字間隔や改行位置の変更
- ・医療費の明細書：明細書内の表現や改行位置の変更
- ・損益の通算の計算書：計算書内の改行位置の変更

## 対象年月日の更新

次のとおり、各種控除の対象年月日が変更になります。

### ・ 老年者控除

昭和14年1月1日以前生まれの人が老年者控除の対象になります。

### ・ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族

昭和9年1月1日以前生まれの人が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の対象になります。

### ・ 特定扶養親族

昭和56年1月2日～昭和63年1月1日に生まれた人が特定扶養親族の対象になります。

### ・ 住宅借入金（取得）等控除額の適用期間の変更

住宅借入金（取得）等控除額において、対象となる居住開始年月日を平成10年1月1日～平成15年12月31日に変更し、居住開始年月日に応じて控除額の計算を行います。

## 配偶者偶者特別控除制度の一部廃止

平成15年度の税制改正により、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されます。なお、この改正は平成16年分以後の所得について適用されます。

配偶者特別控除制度の一部廃止計算の対応は平成16年版で対応する予定です。

## 3. その他変更内容

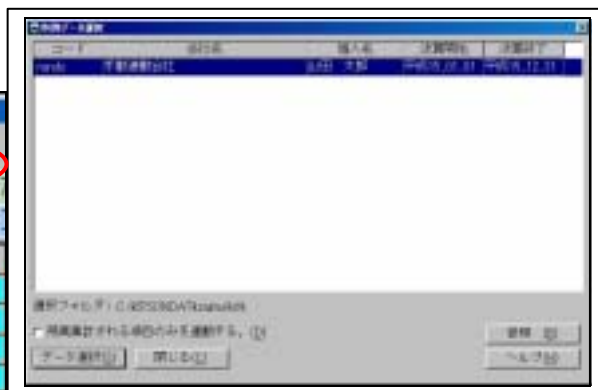
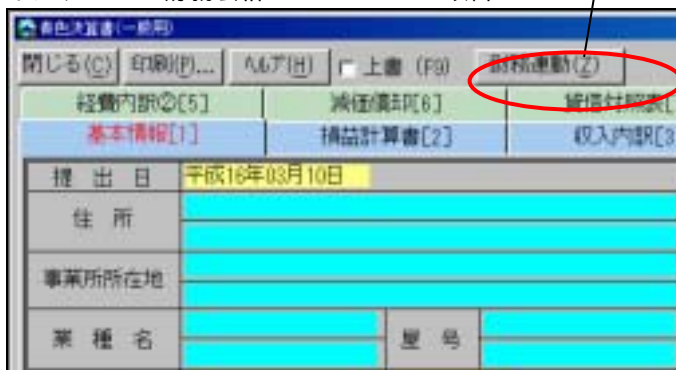
次の機能を追加します。

### 財務システムからの青色決算書データ取込

青色決算書[基本情報]に【財務連動】ボタンを追加し、財務応援 Super / Lite 及びインター KX 財務会計で作成した KSK 様式の青色決算書データ（一般用、不動産用、農業用）を所得税顧問の青色申告決算書に取込むことができます。

取込み可能なバージョンは次のとおりです。

- ・ 財務応援 Super/Lite Ver.6.1以降
- ・ インター K X 財務会計 Ver.2.1以降



財務側で「所得税連動データ作成」が必要です。

### パスワード設定対応

システムパスワードが設定できます。スタンドアロン版のみ個人ごとのパスワードが設定できます。

### 平成11年以後居住用「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書」の四面对応

平成11年以後居住用「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書」では、既に対応済みの一面、三面に加えて四面「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」に対応しました。

### 寡婦控除額の自動計算対応

寡婦控除のもとになる所得の判定を行う区分を新たに追加し、所得要件に応じた控除額が算出できます。

### 老年者控除の上書対応

システムでは生年月日で老年者控除の適用の判定を行っていますが、非居住者の場合等で、老年者控除が適用できない場合は老年者控除額を訂正入力できます。

### 生命保険料控除額と損害保険料控除額の上書対応

申告書の[生保・損保]タブの控除額を直接訂正入力できます。

### 青色決算書の所得金額の上書対応

次の3項目について計算項目から上書項目に変更します。

- (1) 青色決算書(一般用)：[損益計算書]タブの「(43) 青色申告控除前所得金額」
- (2) 青色決算書(一般用)：[損益計算書]タブの「(45) 所得金額」
- (3) 青色決算書(不動産)：[貸借対照表]タブの「保証金・敷金」科目

### 青色決算書(収支内訳書)不動産の収入内訳の2段書き対応

期の途中で月額賃貸料が変更される場合等、変更前月額賃貸料 / 変更後月額賃貸料を1行内で入力できます。

## 青色決算書(収支内訳書)事業者欄のフォントサイズ調整

青色決算書、収支内訳書の、フリガナ欄・氏名欄について、入力した文字数によりフォントサイズを変更して、従来より大きいフォントで印字します。

## 4. プロダクトIDについて

今回のバージョン(Ver.H15.1)よりプログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力していただく手順が追加されます。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。

詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

既リリース済(Ver.H15.1未済)のバージョンに関しましては、プロダクトIDの入力は必要ありません。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

- 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- 本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- 会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- 学校等の教育用途として使用する場合

### 【著作権・使用許諾契約について】

プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。

## 5. 動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	WindowsRXP/2000/Me/98 (*1)		WindowsR2000Server WindowsRServer2003 (*1)
メモリ	64MB以上(128MB以上推奨) XP/2000の場合128MB(256MB以上推奨)		256MB以上
CPU	お使いのOSが推奨する環境以上(PentiumR 500MHz以上推奨)		
ディスプレイ	解像度:1024×768ドット(小さいフォント)以上 WindowsR XPの場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上		
HDD	77MB以上(*2)	50MB以上	28MB以上(*2)
データ容量	登録数×100KB(*3)	-----	登録数×100KB(*3)
最大用紙サイズ	A3(青色申告決算書は切り離して印刷も可能)		
プリンタ	レーザープリンタ(ポストスクリプト対応プリンタ除く)(*4)		

(\*1): Windows® Server 2003は、サーバ用として使用する場合のみ動作保証します。クライアント、スタンドアロン版用として使用することはできません。また、クライアントはWindows®XP/2000Professionalをご使用下さい。

(\*2): 内、郵便番号辞書が20MBです。郵便番号辞書は削除することも可能です。

(\*3): 分離課税で全帳票を設定した場合の容量です。区分や明細数によって容量は異なります。

(\*4): カラープリンタはEPSON製が対象です。

### カラー印刷に関する注意

OCRの正確なカラー出力を行うために、以下のプリンタについて動作確認をさせていただきました。ただし、カラー出力した申告書の提出に際しては、事前に所轄税務署の確認が必要になります。窓口によって対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

LP8800C・LP9000C・LP9500C(販売終了)・LP9500CZ